

事業所 ○○
株式会社 ○○○○
配付先

所属 ○○-△△△△△△

氏名 □□ □□ 様

きんでん健康保険組合
保険者番号：06271563
〒531-8550
大阪市北区本庄東2丁目3番41号
電話番号 06-6375-6073

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和○年□月△日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	○○	番号	△△△△△△	枝番	◇◇
氏名	□□ □□				
フリガナ	□□□ □□□				
負担割合	● 割 ※高齢受給者（満70歳以上75歳未満の方）のみ表記				
資格取得年月日	平成○○年△月◇日				
保険者名	きんでん健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ
保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない
方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベース
に登録されているあなたの個人番号
（マイナンバー）は次の通りですの
でご確認ください（12桁のうち下4桁
のみ表示）。

万が一、表示されている下4桁の数字
が、ご自分の個人番号（マイナンバー）
の下4桁と一致していない場合には、
ご加入の健康保険組合までご連絡
ください。

***** 1234

資格情報のお知らせ

令和○年□月△日 発行
きんでん健康保険組合
保険者番号：06271563

記号 ○○ 番号 △△△△△△（枝番）◇◇

氏名 □□ □□

負担割合 ● 割 ※高齢受給者のみ表記

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

↑ここを下に折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。
誤りがあった場合は、お手数ですが健康保険組合までご連絡ください。



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

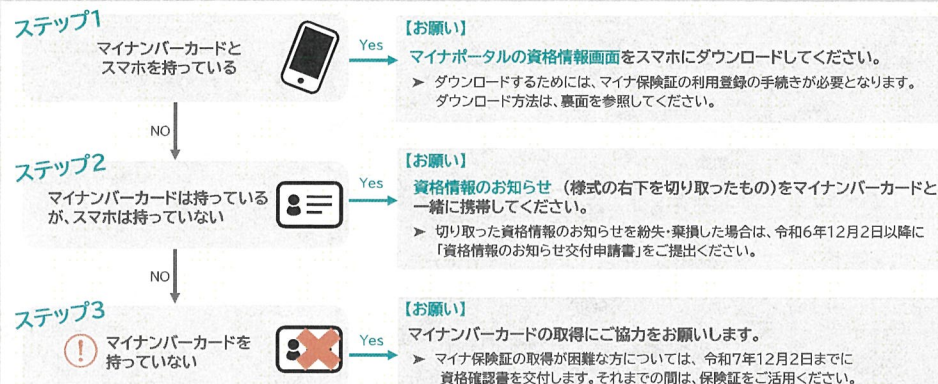
※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。
なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。
ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に [マイナポータル](#)の資格情報画面 または [資格情報のお知らせ](#)をご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート



！ マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



マイナポータル[※]の資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータル[※]の資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

【手順2】マイナポータル[※]にログインします。

ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】資格情報画面のダウンロード完了。

【手順3】「端末に保存」を選択します。



よくあるご質問

Q1: マイナポータル[※]の資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータル[※]の資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータル[※]の資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータル[※]の資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータル[※]の資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4: マイナポータル[※]の資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。
なお、マイナポータル[※]の資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータル[※]で資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。
ただし、マイナポータル[※]にログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。